

○風俗営業等に関する事務取扱規程

(平成11年3月24日本部訓令第8号)

[沿革] 平成12年12月本部訓令第26号、13年3月第3号、5月第7号、7月第10号、9月第14号、14年3月第9号、6月第15号、16年6月第13号、17年3月第1号、第11号、19年5月第14号、24年10月第16号、25年10月第19号、28年3月第5号、第11号、6月第15号、29年3月第11号、30年6月第14号、31年4月第13号、令和元年6月第17号、11月第25号、3年1月第1号改正

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 風俗営業

第1節 風俗営業の許可等（第4条—第18条）

第2節 特例風俗営業者の認定（第19条—第24条）

第3節 遊技機の認定及び型式の検定（第25条—第30条）

第4節 管理者講習等（第31条—第33条）

第5節 風俗営業者の団体の届出（第34条）

第3章 性風俗関連特殊営業（第35条—第41条）

第4章 利用カード販売営業（第42条）

第5章 特定遊興飲食店営業

第1節 特定遊興飲食店営業の許可等（第43条—第56条）

第2節 特例特定遊興飲食店営業者の認定（第57条—第62条）

第3節 管理者講習等（第63条—第65条）

第4節 特定遊興飲食店営業者の団体の届出（第66条）

第6章 深夜における酒類提供飲食店営業（第67条）

第7章 同時申請等の取扱い（第68条・第69条）

第8章 行政処分等（第70条—第77条）

第9章 報告又は資料の提出要求（第78条・第79条）

第10章 風俗環境保全協議会（第80条）

第11章 風俗環境浄化協会（第81条）

第12章 雑則（第82条—第86条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「施行令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）、風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号。以下「浄化協会規則」という。）、奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年12月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）及び奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和60年1月奈良県公安委員会規則第1号。以下「条例施行規則」という。）の規定、奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号）の規定並びに風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関する規程（平成28年6月奈良県公安委員会規程第4号。以下「協議会規程」という。）の規定に基づく風俗営業、性風俗関連特殊営業、利用カード販売営業、特定遊興飲食店営業、深夜における酒類提供飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業（以下「風俗営業等」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（相談の受理）

第2条 生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、風俗営業等に関する申請又は届出に係る事前の相談を受けたときは、原則としてその事務を担当する幹部職員に当たらせるとともに、相談内容を風俗営業等相談受理簿（別記様式第1号）に記録させるものとする。

2 署長は、当該相談の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、相談事案受理報告書（別記様式第2号）により生活安全企画課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受けなければならない。

(1) 申請又は届出に関して相談を受けた内容について疑義があるもの

(2) 次に掲げる営業の許可に関するもの

ア 営業所が常態として移動するもの

イ ぱちんこ屋等（法第2条第1項第4号の営業のうち、ぱちんこ屋及び施行令第8条に定める営業をいう。ただし、3月以内の期間を限って営む営業を除く。）

ウ 特定遊興飲食店営業

(3) 地域住民の反対運動等が行われているもの又はそれが予想されるもの

3 相談を担当する職員は、相談の内容が風俗営業の許可申請（法第4条第3項に係るものを除く。）又は店舗型性風俗特殊営業、受付所を設けて営む無店舗型性風俗特殊営業（以下「受付所営業」という。）、店舗型電話異性紹介営業若しくは深夜における酒類提供飲食店営業の営業の開始に係る届出に関するものであるときは、許可申請又は届出をするに当たって、当該営業を行おうとする場所に係る市町村長が発行する地域指定証明書を提出するよう指導するものとする。

4 相談を担当する職員は、風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可申請に係る相談を受理する場合に当たっては、安易に許可の見通しに係る発言をしてはならない。

（申請書等の受理）

第3条 署長は、法又は条例の規定に基づく許可申請書、届出書等（以下この条において「申請書等」という。）が提出されたときは、手数料が必要なものについては、その納付を確認するとともに、記載事項及び所定の添付書類の記載内容を審査し、不備、矛盾等のあるときは補足又は訂正させた後に受理するものとする。

2 署長は、申請書等を受理したときは、生活安全企画課長に連絡して受理番号の通知を受け、当該申請書等の所定欄に記入するものとする。

3 生活安全企画課長は、署長から申請書等を受理した旨の連絡を受けたときは、風俗営業等申請書等受理簿（別記様式第3号）又は遊技機の認定及び型式検定台帳（別記様式第4号）に、受理月日、受理番号その他必要な事項を記録するとともに、受理番号を当該署長に通知しなければならない。

第2章 風俗営業

第1節 風俗営業の許可等

（許可申請の処理）

第4条 署長は、提出を受けた法第5条第1項の規定による許可申請書（規則別記様式第1号）が次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる書類の添付を確認の上受理するものとする。

(1) 法第4条第3項の規定に基づくものである場合 火災、震災又は施行令第7条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類

(2) ぱちんこ屋又は施行令第8条に規定する営業を営もうとするものであって、法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機を設置しようとする場合（府令第1条第11号ロに該当する場合を除く。） 当該遊技機が府令第1条第11号ハ(1)の書類に係る型式に属するものであることを疎明する書面。ただし、当該書面が遊技機規則第1条第3項第2号ロ(1)に規定する者以外の作成に係るものについては、同号ロ

(2)又は(3)に規定する者であって、同条第4項の要件（同項第1号イ及び第2号イに規定する者については、一般社団法人日本遊技関連事業協会が実施する講習を受講し、かつ、同協会が実施する試験に合格したものに限る。）に該当するもの（第24条において単に「遊技機取扱主任者」という。）が作成したもの

2 署長は、許可申請書を受理したときは、次条に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする者が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないか。
- (2) 法第4条第3項の規定に基づく申請にあつては、廃止した風俗営業と同一の種別の風俗営業であり、かつ、当該風俗営業を廃止した日から起算して5年以内になされたものであるか。
- (3) 法第24条第2項各号のいずれにも該当しない管理者が選任されているか。
- (4) ぱちんこ屋及び施行令第8条に規定する営業の申請にあつては、当該営業所に設置する遊技機が、規則第8条に定める著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準に該当しないか。

3 前項第1号及び第3号に係る調査は、次の各号に定めるものにより行うものとする。この場合において、第1号から第3号までに定めるものについては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 許認可等審査事務に係る照会書の取扱いに関する訓令（平成24年10月奈良県警察本部訓令第15号。以下この項において「照会書訓令」という。） 別記様式第1号
- (2) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第4号
- (3) 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第6号
- (4) その他必要な調査
（調査の委託）

第5条 署長は、法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したときは、次に掲げる事項の調査を法第39条第1項の規定に基づき奈良県風俗環境浄化協会として指定された公益財団法人奈良県防犯協会（以下「協会」という。）に委託するよう調査委託依頼書（別記様式第5号）により、生活安全企画課長に依頼することができる。ただし、申請の内容により、生活安全企画課長と協議の上、調査委託することが適当でないと認めたものについては、自ら調査するものとする。

- (1) 営業所の構造又は設備が、規則第7条に規定する技術上の基準に適合しているか。
- (2) 営業所（常態として移動するものを除く。）の設置場所が、条例第3条第1項各

号のいずれにも該当しないか。

- (3) 法第4条第3項に基づく申請にあつては、同項第2号から第4号までのいずれにも該当するか。

2 生活安全企画課長は、署長から調査委託依頼書の送付を受けたときは、調査委託書（別記様式第6号）により、協会に委託するものとする。

（進達）

第6条 署長は、申請に係る前2条に定める調査を完了したときは、風俗営業許可申請進達書（別記様式第7号）に許可申請調査書（別記様式第8号）、許可申請書、管理者の写真、別記様式第9号から別記様式第16号までに定める調査表のうち当該申請に係るもの、前2条に定める調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て本部長又は生活安全部長に進達するものとする。

（許可証等の交付）

第7条 生活安全企画課長は、風俗営業の許可があつたときは、許可証交付原簿（別記様式第17号）に所要事項を記載するとともに、法第5条第2項の許可証（規則別記様式第3号）、風俗営業管理者証（規則別記様式第4号）、風俗営業者台帳（法第2条第1項第1号から第3号までの営業については別記様式第18号。同項第4号及び第5号の営業については別記様式第19号）及び風俗営業管理者台帳（別記様式第20号）を作成し、当該許可証に風俗営業管理者証、風俗営業者台帳及び風俗営業管理者台帳の写し、許可申請書並びに関係書類を添えて、当該進達を行った署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の許可証等の送付を受けたときは、当該許可申請を行った者に許可があつた旨を速やかに通知するとともに、許可証及び風俗営業管理者証を交付し、受領書（別記様式第21号）を徴しておかなければならない。

3 生活安全企画課長は、風俗営業の許可がなかったときは、不許可通知書（別記様式第22号）に、当該許可申請書、関係書類及び管理者の写真を添えて当該許可の進達を行った署長に送付するものとする。

4 署長は、前項の不許可通知書の送付を受けたときは、管理者の写真とともに当該許可申請を行った者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

（許可証等の再交付）

第8条 署長は、法第5条第4項の規定による許可証の再交付申請書（規則別記様式第5号）を受理した場合において、再交付するときは、作成した許可証を申請者に交付するとともに、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載し、その旨を生活安全企画課長に連絡するものとする。この場合において、再交付する許可証には当初の許可に係

る許可番号を記載するものとし、その下に「再交付」と表示するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた生活安全企画課長は、風俗営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。
- 3 署長は、風俗営業管理者証の再交付の申出を受理したときは、風俗営業管理者証再交付理由書（別記様式第23号）を申出者に記載させるものとする。この場合において、再交付しようとするときは、当該理由書に管理者の写真を添え、生活安全企画課長に送付するものとする。
- 4 生活安全企画課長は、前項の送付を受けたときは、風俗営業者台帳及び風俗営業管理者台帳に再交付状況を記載するとともに、風俗営業管理者証を作成して、当該送付を行った署長に送付するものとする。
- 5 風俗営業管理者証の送付を受けた署長は、風俗営業者台帳及び風俗営業管理者台帳の写しに再交付状況を記載し、申出者に対し、風俗営業管理者証を交付するものとする。

（相続の承認申請）

- 第9条 署長は、法第7条第1項の規定による相続承認申請書（規則別記様式第6号）を受理したときは、承認を受けようとする相続人が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第4条第2項第1号及び第3号に定める調査を行った上、相続承認申請進達書（別記様式第24号）に相続承認申請調査書（別記様式第25号）、相続承認申請書、別記様式第9号の調査表、第4条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、相続の承認があったときは承認通知書（別記様式第26号）を、相続の承認がなかったときは不承認通知書（別記様式第22号）を作成するとともに、風俗営業者台帳に所要事項を記載し、当該通知書に相続承認申請書及び関係書類を添えて当該進達を行った署長に送付するものとする。
 - 3 署長は、前項の承認通知書又は不承認通知書の送付を受けたときは、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載し、当該通知書を速やかに申請者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

（法人の合併承認申請）

- 第10条 署長は、法第7条の2第1項の規定による合併承認申請書（規則別記様式第7号）を受理したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人及びその役員就任予定者が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第4条第2項第1号及び第3号に定める調査を行った上、合併承認申請進達書（別記様式第

27号)に合併承認申請調査書(別記様式第28号)、合併承認申請書、別記様式第9号の調査表、第4条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、合併承認申請の手続について準用する。この場合において、同項中「相続」とあるのは「合併」と、「相続承認申請書」とあるのは「合併承認申請書」と読み替えるものとする。

(法人の分割承認申請)

第11条 署長は、法第7条の3第1項の規定による分割承認申請書(規則別記様式第8号)を受理したときは、分割により風俗営業を承継する法人及びその役員就任予定者が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第4条第2項第1号及び第3号に定める調査を行った上、分割承認申請進達書(別記様式第29号)に分割承認申請調査書(別記様式第30号)、分割承認申請書、別記様式第9号の調査表、第4条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、分割承認申請の手続について準用する。この場合において、同項中「相続」とあるのは「分割」と、「相続承認申請書」とあるのは「分割承認申請書」と読み替えるものとする。

(許可証の書換え申請)

第12条 署長は、法第7条第5項、法第7条の2第3項、法第7条の3第3項又は法第9条第4項の規定による許可証書換え申請書(規則別記様式第9号)を受理した場合において、申請の事由を調査し、事実と相違がないことを認めたときは、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、生活安全企画課長にその旨を連絡し、申請に係る許可証を書き換えた後、申請者に交付するものとする。この場合において、新たに許可証を作成するときは、当初の許可に係る許可番号及び許可年月日を記載するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた生活安全企画課長は、風俗営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

(許可条件の変更等)

第13条 署長は、法第3条第2項の規定により、風俗営業の許可に対して新たに条件を付し、又は付した条件を変更する必要があると認めたときは、生活安全企画課長を経て本部長又は生活安全部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき、新たな条件の付加又は条件の変更の決定があったときは、風俗営業者台帳に所要事項を記載するとともに、許可条件付加・

変更通知書（別記様式第31号）を作成し、当該上申を行った署長に送付するものとする。

- 3 署長は、前項により許可条件付加・変更通知書の送付を受けたときは、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載し、当該通知書を速やかに当該営業を営む者に交付するとともに、当該営業に係る許可証を提出させ、その裏面に新たな条件又は変更後の条件及び条件が変更された年月日を記載した上で返還するものとする。

（構造・設備の変更承認申請）

第14条 署長は、法第9条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更承認申請書（規則別記様式第10号）を受理したときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。ただし、第1号に係る調査については、第5条に定めるところにより協会に委託することができる。

- (1) 申請に係る営業所の構造又は設備が、規則第7条に規定する技術上の基準に適合しているか。
- (2) 営業所の同一性が失われるような変更ではないか。
- (3) 法第3条第2項の規定により、条件を付されている営業所については、許可条件に適合しているか。

- 2 署長は、前項の調査を完了したときは、変更承認申請進達書（別記様式第32号）に変更承認申請調査書（別記様式第33号）、変更承認申請書、調査表（別記様式第34号）その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

- 3 第9条第2項及び第3項の規定は、営業所の構造又は設備の変更承認申請の手続について準用する。この場合において、同項中「相続」とあるのは「営業所の構造又は設備の変更」と、「相続承認申請書」とあるのは「変更承認申請書」と読み替えるものとする。

（遊技機の変更承認申請）

第15条 署長は、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定による遊技機の増設、交替等に係る変更承認申請書を受理したときは、当該申請に係る遊技機が規則第9条に規定する、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準に該当しないかどうかについて調査を行い、変更承認申請調査書によりその結果を明らかにしておかなければならない。

- 2 署長は、前項の調査の結果、変更を承認することが適当であると認めたときは、生活安全企画課長にその旨を連絡して承認通知書を作成するとともに、当該通知書を申請者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。この場合において、承認通知

書の交付は、承認に係る遊技機が現に営業所に設置されていることを確認した後に行うものとする。

- 3 署長は、第1項の調査の結果、変更を承認することが不相当であると認めたときは、変更承認申請進達書にその旨を記載し、変更承認申請調査書、変更承認申請書その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て本部長に進達しなければならない。
- 4 生活安全企画課長は、前項の進達に基づき不承認の決定があったときは、不承認通知書を作成し、当該通知書に変更承認申請書及び関係書類を添えて当該進達を行った署長に送付するものとする。
- 5 署長は、前項の不承認通知書の送付を受けたときは、当該通知書を申請者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。
- 6 署長は、変更承認申請書を営業所ごとに編冊しておくものとする。

(変更の届出)

第16条 署長は、法第9条第3項第1号の規定による変更届出書（規則別記様式第11号）を受理した場合において、当該届出の内容が法人の代表者又は役員の変更に係るものであるときは、新たに就任した者が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第4条第2項第1号に定める調査を行い、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載し、生活安全企画課長にその旨を連絡するとともに、当該届出書に別記様式第9号の調査表、第4条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添付しておかなければならない。

また、当該届出の内容が管理者の変更に係るものであるときは、旧管理者に係る風俗営業管理者証を提出させるとともに、選任された者が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第4条第2項第3号に定める調査を行い、風俗営業者台帳及び風俗営業管理者台帳の写しに所要事項を記載し、変更に係る管理者の写真を生活安全企画課長に送付するとともに、当該届出書に別記様式第9号の調査表、第4条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添付しておかなければならない。

- 2 署長は、法第9条第3項第1号の規定による変更届出書を受理した場合において、当該届出の内容が風俗営業管理者証の記載事項に係るものであるときは、風俗営業管理者証を書き換えた後、届出者に交付するものとする。
- 3 署長は、法第9条第3項第2号（法第20条第10項の規定を準用する場合を含む。）の規定による変更届出書を受理したときは、次に掲げる事項について調査を行い、適当と認めたときは風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、生活安全企画課長にその旨を連絡するものとし、軽微な変更に当たらないと認めたときは、当該

届出を行った者に対し、法第9条第1項（法第20条第10項の規定を準用する場合を含む。）の процедуруをとるよう指導するものとする。

(1) 構造及び設備に係る変更の場合は、府令第2条に規定する軽微な変更該当するか。

(2) 遊技機に係る変更の場合は、府令第6条に規定する軽微な変更該当するか。

4 生活安全企画課長は、前3項の規定により署長から連絡を受けたときは、風俗営業者台帳及び風俗営業管理者台帳に所要事項を記載するとともに、管理者の変更に係るものであるときは、風俗営業管理者証を作成し、当該連絡を行った署長に送付するものとする。

5 署長は、変更届出が許可証の記載事項に該当するものであるときは、届出者に許可証の書換え процедуруをとらせ、第12条に定めるところにより措置するものとする。

（許可証等の返納）

第17条 署長は、法第7条第6項又は法第10条第1項若しくは第3項の規定による許可証の返納があったときは、風俗営業管理者証を返納させるとともに、返納理由書（規則別記様式第12号。法第7条第6項の規定による返納の場合を除く。）を提出させ、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載した上で、許可証返納受理報告書（別記様式第35号）により生活安全企画課長を経て生活安全部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた生活安全企画課長は、許可証交付原簿及び風俗営業者台帳に所要事項を記載しておくものとする。

（管理者の解任勧告）

第18条 署長は、法第24条第5項の規定により管理者の解任を勧告する必要があると認めたときは、管理者解任勧告上申書（別記様式第36号）に関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき管理者の解任勧告の決定があったときは、風俗営業管理者台帳に所要事項を記載するとともに、管理者解任勧告書（別記様式第37号）を作成し、当該上申を行った署長に送付するものとする。

3 署長は、前項により管理者解任勧告書の送付を受けたときは、風俗営業管理者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、速やかに当該管理者を置く営業所の営業者にこれを交付して、勧告を伝達するものとする。

第2節 特例風俗営業者の認定

（認定申請に伴う調査）

第19条 署長は、法第10条の2第2項の規定による認定申請書（規則別記様式第13号）を受理したときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする者が法第4条第1項各号のいずれかに該当しないか。
- (2) 管理者が選任されているか、また、当該管理者が法第24条第2項各号のいずれかに該当しないか。
- (3) 認定を受けようとする者及び申請に係る風俗営業所が、法第10条の2第1項各号いずれにも該当するか。

2 前項各号の調査は、次の各号に定めるものにより行うものとする。

- (1) 第4条第3項第1号から第3号までに定める照会
- (2) 別記様式第38号による過去10年以内の行政処分歴、勧告歴及び管理者講習受講状況に関する照会
(調査の委託)

第20条 署長は、前条第1項の申請を受理したときは、営業所の構造又は設備が、規則第7条に規定する技術上の基準に適合しているか否かについての調査を協会に委託するよう調査委託依頼書により、生活安全企画課長に依頼することができる。ただし、生活安全企画課長と協議の上、調査委託することが適当でないと認めたものについては、自ら調査するものとする。

2 第5条第2項の規定は、前項の調査を委託する場合の手続について準用する。
(進達)

第21条 署長は、申請に係る前2条に定める調査を完了したときは、認定申請進達書（別記様式第39号）に認定申請調査書（別記様式第40号）、認定申請書、別記様式第9号及び別記様式第11号から別記様式第15号までに定める調査表のうち当該申請に係るもの、前2条に定める調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長に進達するものとする。

(認定証の交付)

第22条 生活安全企画課長は、申請のあった風俗営業者について、特例風俗営業者として認定することが適当と認めたときは、認定証交付原簿（別記様式第41号）及び風俗営業者台帳に所要事項を記載するとともに、法第10条の2第3項の認定証（規則別記様式第14号）を作成し、当該認定証に認定申請書及び関係書類を添えて当該進達を行った署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の認定証等の送付を受けたときは、当該認定申請を行った者に認定があった旨を速やかに通知するとともに、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載した上、認定証を交付し、受領書を徴しておかなければならない。

3 生活安全企画課長は、申請のあった風俗営業者について、特例風俗営業者として認定することが適当でないと認めたときは、不認定通知書（別記様式第22号）に、当該

認定申請書及び関係書類を添えて当該認定の進達を行った署長に送付するものとする。

- 4 署長は、前項の不認定通知書の送付を受けたときは、当該認定申請を行った者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

(認定証の再交付)

第23条 署長は、法第10条の2第5項の規定による認定証の再交付申請書（規則別記様式第15号）を受理した場合において、再交付するときは、作成した認定証を申請者に交付するとともに、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載し、その旨を生活安全企画課長に連絡するものとする。この場合において、再交付する認定証には当初の認定に係る認定番号を記載するものとし、その下に「再交付」と表示するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた生活安全企画課長は、風俗営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

(認定証の返納)

第24条 署長は、法第10条の2第7項又は第9項の規定による認定証の返納があったときは、返納理由書を提出させ、風俗営業者台帳の写しに所要事項を記載した上で、認定証返納受理報告書（別記様式第42号）により生活安全企画課長を経て生活安全部長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた生活安全企画課長は、認定証交付原簿及び風俗営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

第3節 遊技機の認定及び型式の検定

(認定申請)

第25条 署長は、遊技機規則第1条第1項の規定による認定申請書（遊技機規則別記様式第1号）を受理したときは、生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該申請が法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機規則第1条第3項第1号に規定する遊技機を除く。）について認定を受けようとするものであるときは、遊技機規則第1条第3項第2号ロに規定する書面（同号ロ(1)に規定する者が作成したものを除く。）が遊技機取扱主任者によって作成されたものであることを確認すること。

- 2 署長は、遊技機規則第1条の2の規定に基づき補正の要求を行うときは、補正要求書（別記様式第43号）により、1週間の期間を定めてその補正を求めた上で、受理するものとする。
- 3 生活安全企画課長は、第1項の規定により認定申請書の送付を受けたときは、認定申請に係る遊技機が規則第8条に規定する基準に該当しているか否かを審査し、該当しないと認めたときは、遊技機の認定及び型式検定台帳に所要事項を記載するとともに

に、認定通知書（遊技機規則別記様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

4 生活安全企画課長は、前項の審査の結果、規則第 8 条に規定する基準に該当すると認めたときは、その理由を記載した書面にその事実を証する資料を添えて本部長に上申しなければならない。

5 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき不認定の決定があったときは、不認定通知書（遊技機規則別記様式第 7 号）により、申請者に通知するものとする。

（検定申請）

第26条 生活安全企画課長は、遊技機規則第 7 条第 1 項の規定による検定申請書（遊技機規則別記様式第 9 号）の提出を受けた場合で、当該申請者が製造業者（当該申請書に遊技機規則第 7 条の 2 第 3 項に規定する確認証明書の写し（同項の規定による交付の日から起算して 3 年を経過していないものに限る。）を添付しているものを除く。

）又は輸入業者であるときは、遊技機規則第 7 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき添付される同項第 3 号へ又は第 4 号へに掲げる書類が公益財団法人全国防犯協会連合会又は一般財団法人保安通信協会の意見を記載したものであることを確認しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、生活安全企画課長が検定申請書の提出を受けた場合について準用する。この場合において、「遊技機規則第 1 条の 2」とあるのは「遊技機規則第 7 条の 3」と読み替えるものとする。

3 生活安全企画課長は、検定申請書を受理したときは、検定申請に係る遊技機の型式が、遊技機規則第 6 条に規定する技術上の規格に適合するか否かについて、遊技機規則第 8 条第 1 項に規定する試験又は審査を行わなければならない。

4 生活安全企画課長は、遊技機規則第13条に規定する型式試験を受けた型式に係る検定に関し、前項の審査のみによっては当該型式が技術上の規格に適合しているか否かについて判断することができないと認めるときは、再試験命令書（遊技機規則別記様式第15号）により、法第20条第 5 項に規定する指定試験機関に対し、当該型式について再び試験を行い、その結果を報告すべきことを命ずるものとする。

5 生活安全企画課長は、遊技機の型式が遊技機規則第 6 条に規定する技術上の規格に適合すると認めたときは、遊技機の認定及び型式検定台帳に所要事項を記載するとともに、検定通知書（甲）（遊技機規則別記様式第16号）により申請者に通知し、受領書を徴しておかなければならない。

6 生活安全企画課長は、遊技機の型式が遊技機規則第 6 条に規定する技術上の規格に適合せず、検定することが不適当と認めたときは、その理由を記載した書面にその事実を証する資料を添えて本部長に上申しなければならない。

- 7 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき検定することが不適当である旨の決定があったときは、検定通知書（乙）（遊技機規則別記様式第17号）により、申請者に通知するとともに、受領書を徴しておかなければならない。

（確認の申請等）

第27条 生活安全企画課長は、遊技機規則第7条の2第2項の規定による確認申請書（遊技機規則別記様式第10号）を受理したときは、確認申請に係る遊技機の製造業者が同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であるか否かについて、確認しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、確認申請に係る遊技機の製造業者が同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であると認めたときは、確認申請者台帳（別記様式第44号）を作成するとともに、確認証明書（遊技機規則別記様式第11号）を申請者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

- 3 生活安全企画課長は、遊技機規則第7条の2第4項の規定による変更届出書（遊技機規則別記様式第12号）又は同条第5項の規定による廃止届出書（遊技機規則別記様式第13号）を受理したときは、その事実を確認し、確認申請者台帳に所要事項を記載するものとする。

（報告請求及び立入検査）

第28条 生活安全企画課長又は署長は、検定を受けた者について、遊技機規則第11条第2項第4号又は第5号に規定する報告請求又は立入検査の必要があると認めたときは、その理由を記載した書面にその事実を証する資料を添えて本部長に上申（署長は、生活安全企画課長を経て）しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき報告請求を行うことが決定されたときは、報告請求書（遊技機規則別記様式第18号）により、当該検定を受けた者に通知するものとする。

- 3 生活安全企画課長は、第1項の上申に基づき立入検査を行うことが決定されたときは、所属職員のうち、奈良県公安委員会が指定する許認可審査室室長補佐及び許認可審査室風俗係の職員に当該検定を受けた型式に属する遊技機その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせるものとする。

- 4 前項の立入検査に従事する職員は、立入検査に当たっては、身分証明書（遊技機規則別記様式第20号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（認定又は検定の取消し）

第29条 生活安全企画課長又は署長は、遊技機規則第5条第1項各号又は同規則第11条第1項及び第2項各号のいずれかに該当することを認知し、認定又は検定を取り消す

必要があると認めたときは、その理由を記載した書面にその事実を証する資料を添えて本部長に上申（署長は、生活安全企画課長を経て）しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき遊技機の認定又は検定の取消しの決定があったときは、遊技機の認定及び型式検定台帳に所要事項を記載するとともに、認定取消通知書（遊技機規則別記様式第8号）又は検定取消通知書（遊技機規則別記様式第19号）により取消しを受ける者に通知し、受領書を徴しておかなければならない。

（確認の取消し）

第30条 生活安全企画課長は、遊技機規則第7条の2第6項各号のいずれかに該当することを認知し、確認を取り消す必要があると認めたときは、その理由を記載した書面にその事実を証する資料を添えて本部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき確認の取消しの決定があったときは、確認申請者台帳に所要事項を記載するとともに、確認取消通知書（遊技機規則別記様式第14号）により取消しを受ける者に通知し、受領書を徴しておかなければならない。

第4節 管理者講習等

（講習対象者の把握）

第31条 生活安全企画課長は、毎年度当初に、その年度における法第24条第6項に定める管理者講習の受講対象者について、管理者講習受講対象者名簿（別記様式第45号。第63条において「受講対象者名簿」という。）を作成し、協会及び署長に送付するものとする。

（欠席理由書の受理）

第32条 署長は、風俗営業者から管理者に規則第40条第2項の規定に基づく管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面（別記様式第46号。以下「欠席理由書」という。）を受理したときは、その理由を確認の上速やかに当該書面を生活安全企画課長に送付するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項により欠席理由書の送付を受けたときは、速やかに協会へ通知するものとする。

（講習結果の通知）

第33条 生活安全企画課長は、協会から管理者講習の実施結果について、管理者講習受講者名簿（別記様式第47号）の送付を受けたときは、関係署長に通知するものとする。

第5節 風俗営業者の団体の届出

（団体の届出）

第34条 署長は、法第44条第1項の規定により風俗営業者の団体から府令第28条各号に掲げる届出事項を記載した書面の提出を受けたときは、生活安全企画課長に当該書面

及び関係書類を送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の届出書の送付を受けたときは、次の事項を調査しなければならない。

- (1) 当該団体の定款又は規約で、団体設立の趣旨又は目的に「風俗営業の業務の適正化」及び「風俗営業の健全化」が含まれているか。
- (2) 届出をする団体は、風俗営業者を中心に組織されているものであるか（当該団体を組織するすべてのものが風俗営業者である必要はないことに留意すること。）。
- (3) 府令第28条に規定する届出事項を具備しているか。
- (4) 次に掲げる書類が添付されているか。

ア 届出の日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表

イ 届出の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 法人以外の団体にあっては、規約

カ 団体を組織するもののうち、風俗営業者であるものの数（そのものが団体である場合にあっては、当該団体を組織する者の数及び当該者のうち風俗営業者である者の数）を記載した書面

キ その他関係書類

3 生活安全企画課長は、前項の調査を完了したときは、風俗営業者団体台帳（別記様式第48号）を作成しなければならない。

第3章 性風俗関連特殊営業

（店舗型性風俗特殊営業の届出）

第35条 署長は、法第27条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（規則別記様式第17号）の提出があったときは、記載事項及び所定の添付書類を確認の上、当該届出書に係る営業所が法第28条第1項の規定に基づく営業禁止区域又は同条第2項の規定に基づく営業禁止地域（以下「営業禁止区域等」という。）に設置されていないかについて調査を行い、当該営業所が営業禁止区域等ないと認めたときは、当該届出書に受理年月日・受理番号等を記載して受付印を押印し、規則第44条第1項の店舗型性風俗特殊営業届出確認書（規則別記様式第21号）を作成して届出者に交付するとともに、届出受理報告書（別記様式第49号）に当該届出書の写しを添えて、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

2 届出受理報告書の送付を受けた生活安全企画課長は、店舗型性風俗特殊営業者台帳

(別記様式第50号)を作成するとともに、当該台帳の写しを当該報告を行った署長に送付するものとする。

- 3 署長は、第1項の調査の結果、当該届出書に係る営業所が営業禁止区域等であり、届出確認書を交付することが不適当であると認めたときは、その理由を記載した書面にその事実を証する資料及び店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書を添えて、生活安全企画課長を経て本部長に上申しなければならない。
- 4 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき不交付の決定があったときは、規則第44条第2項の届出確認書不交付通知書(規則別記様式第22号)に店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書その他関係書類を添えて当該上申を行った署長に送付するものとする。
- 5 署長は、前項の届出確認書不交付通知書の送付を受けたときは、届出者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。
- 6 署長は、法第27条第2項の規定による廃止届出書(規則別記様式第18号)又は変更届出書(規則別記様式第19号)の提出があったときは、廃止し、又は届出事項に変更があった店舗型性風俗特殊営業について交付された店舗型性風俗特殊営業届出確認書を提出させるとともに、その事実を確認して受理し、変更届出書の場合にあっては、新たに店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、届出者に交付するものとする。ただし、営業禁止区域等における営業所の同一性が失われるような変更に係る変更届出書は、受理してはならない。
- 7 署長は、前項の届出書を受理したときは、店舗型性風俗特殊営業台帳の写しに所要事項を記載するとともに、届出受理報告書に当該届出書の写しを添えて生活安全企画課長に送付するものとする。
- 8 届出書の写しの送付を受けた生活安全企画課長は、店舗型性風俗特殊営業台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

(無店舗型性風俗特殊営業の届出)

第36条 署長は、法第31条の2第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書(規則別記様式第25号)の提出があったときは、記載事項及び所定の添付書類を確認の上、当該届出書に受理年月日・受理番号等を記載して受付印を押印し、規則第55条第1項の無店舗型性風俗特殊営業届出確認書(規則別記様式第29号)を作成して届出者に交付するとともに、届出受理報告書に当該届出書の写しを添えて、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。ただし、当該届出書に受付所を設ける旨が記載されている場合において、当該届出書に係る受付所が、法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第1項及び第2項に規定する営業禁止区域等にあるときは、この限りでない。

2 前条第2項から第8項までの規定は、無店舗型性風俗特殊営業の届出に係る手続について準用する。この場合において、同条第2項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第50号）」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第51号）」と、同条第3項中「営業所」とあるのは「受付所」と、「店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書」と、同条第4項中「規則第44条第2項」とあるのは「規則第55条第2項において準用する規則第44条第2項」と、「店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書」と、同条第6項中「法第27条第2項」とあるのは「法第31条の2第2項」と、「（規則別記様式第18号）」とあるのは「（規則別記様式第26号）」と、「（規則別記様式第19号）」とあるのは「（規則別記様式第27号）」と、「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」と、「営業所」とあるのは「受付所」と、同条第7項及び第8項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業者台帳」とそれぞれ読み替えるものとする。

（映像送信型性風俗特殊営業の届出）

第37条 署長は、法第31条の7第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書（規則別記様式第31号）の提出があったときは、記載事項及び所定の添付書類を確認の上、当該届出書に受理年月日・受理番号等を記載して受付印を押印し、規則第61条第1項の映像送信型性風俗特殊営業届出確認書（規則別記様式第33号）を作成して届出者に交付するとともに、届出受理報告書に当該届出書の写しを添えて、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

2 第35条第2項及び第6項（ただし書を除く。）から第8項までの規定は、映像送信型性風俗特殊営業の届出に係る手続について準用する。この場合において、同条第2項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第50号）」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第52号）」と、同条第6項中「法第27条第2項」とあるのは「法第31条の7第2項」と、「（規則別記様式第18号）」とあるのは「（規則別記様式第26号）」と、「（規則別記様式第19号）」とあるのは「（規則別記様式第27号）」と、「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業届出確認書」と、同条第7項及び第8項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業者台帳」とそれぞれ読み替えるものとする。

（店舗型電話異性紹介営業の届出）

第38条 署長は、法第31条の12第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（規則別記様式第34号）の提出があったときは、記載事項及び所定の添付書類を確認の上、当該届出書に係る営業所が法第31条の13第1項において準用する法第28条第1項及び第2項に規定する営業禁止区域等に設置されていないかについて調査を行い、当該営業所が営業禁止区域等ないと認めたときは、当該届出書に受理年月日・受理番号等を記載して受付印を押印し、規則第66条第1項の店舗型電話異性紹介営業届出確認書（規則別記様式第36号）を作成して届出者に交付するとともに、届出受理報告書に当該届出書の写しを添えて、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

2 第35条第2項から第8項までの規定は、店舗型電話異性紹介営業の届出に係る手続について準用する。この場合において、同条第2項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第50号）」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業者台帳（別記様式第53号）」と、同条第3項中「店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書」と、同条第4項中「規則第44条第2項」とあるのは「規則第66条第2項において準用する規則第44条第2項」と、「店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書」と、同条第6項中「法第27条第2項」とあるのは「法第31条の12第2項」と、「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、同条第7項及び第8項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業者台帳」とそれぞれ読み替えるものとする。

（無店舗型電話異性紹介営業の届出）

第39条 署長は、法第31条の17第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（規則別記様式第37号）の提出があったときは、記載事項及び所定の添付書類を確認の上、当該届出書に受理年月日・受理番号等を記載して受付印を押印し、規則第72条第1項の無店舗型電話異性紹介営業届出確認書（規則別記様式第39号）を作成して届出者に交付するとともに、届出受理報告書に当該届出書の写しを添えて、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

2 第35条第2項及び第6項（ただし書を除く。）から第8項までの規定は、無店舗型電話異性紹介営業の届出に係る手続について準用する。この場合において、同条第2項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第50号）」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業者台帳（別記様式第54号）」と、同条第6項中「法第27条第2項」とあるのは「法第31条の17第2項」と、「（規則別記様式第18号）」とあるのは「（規則

別記様式第26号)」と、「（規則別記様式第19号）」とあるのは「（規則別記様式第27号）」と、「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、同条第7項及び第8項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業者台帳」とそれぞれ読み替えるものとする。

（届出確認書の再交付）

第40条 署長は、規則第45条（規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書再交付申請書（規則別記様式第23号）を受理した場合において、再交付するときは、作成した届出確認書申請者に交付するとともに、当該届出確認書の営業種別に係る営業者台帳の写しに所要事項を記載し、その旨を生活安全企画課長に連絡するものとする。この場合において、再交付する届出確認書には当初の届出確認書に係る届出番号を記載するものとし、その下に「再交付」と表示するものとする。

2 前項の連絡を受けた生活安全企画課長は、当該届出確認書の営業種別に係る営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

（届出確認書の返納等）

第41条 署長は、規則第46条（規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書の返納があったとき又は第35条第6項（第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出確認書を提出させたときは、当該届出確認書の営業種別に係る営業者台帳の写しに所要事項を記載した上で、届出確認書返納等受理報告書（別記様式第55号）により生活安全企画課長を経て生活安全部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた生活安全企画課長は、当該届出確認書の営業種別に係る営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

第4章 利用カード販売営業

（利用カードの販売の届出）

第42条 署長は、条例第22条第1項の規定による利用カード販売開始届出書（条例施行規則別記様式第1号）の提出があったときは、次の事項について調査後、当該届出書に受理年月日・受理番号を記載して受付印を押印し、届出受理報告書に当該届出書の謄本を添えて、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

(1) 届出に係る営業が利用カード販売に該当するか。

(2) 自動販売機により利用カードを販売する場合は、当該自動販売機の設置場所が、

条例第24条において規定する場所であるか。

- 2 届出受理報告書の送付を受けた生活安全企画課長は、利用カード販売営業者台帳（別記様式第56号）を作成するとともに、当該台帳の写しを当該報告を行った署長に送付するものとする。
- 3 署長は、条例第22条第2項の規定による廃止届出書（条例施行規則別記様式第2号）又は変更届出書（条例施行規則別記様式第3号）の提出があったときは、その事実を確認して受理するものとする。
- 4 署長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書に受理年月日・受理番号を記載して受付印を押印し、利用カード販売営業者台帳の写しに所要事項を記載し、届出受理報告書に当該届出書の写しを添えて生活安全企画課長に送付するものとする。
- 5 届出書の写しの送付を受けた生活安全企画課長は、利用カード販売者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

第5章 特定遊興飲食店営業

第1節 特定遊興飲食店営業の許可等

（許可申請の処理）

第43条 署長は、提出を受けた法第31条の23において準用する法第5条第1項の規定による許可申請書（規則別記様式第40号）が法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定に基づくものであるときは、火災、震災又は施行令第7条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類の添付を確認の上受理するものとする。

2 署長は、提出を受けた法第31条の23において準用する法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したときは、次条に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする者が法第31条の23において準用する法第4条第1項各号のいずれかに該当しないか。
- (2) 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定に基づく申請にあっては、廃止した特定遊興飲食店営業が、法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の地域内になく、同項に規定するホテル等内適合営業所に該当せず、かつ、当該特定遊興飲食店営業を廃止した日から起算して5年以内になされたものであるか。
- (3) 法第31条の23において準用する法第24条第2項各号のいずれにも該当しない管理者が選任されているか。

3 第4条第3項の規定は、前項（第2号を除く。）に係る調査について準用する。

（調査の委託）

第44条 署長は、法第31条の23において準用する法第5条第1項の規定による許可申請

書を受理したときは、次に掲げる事項の調査を法第39条第1項の規定に基づき奈良県風俗環境浄化協会として指定された協会に委託するよう特定遊興飲食店営業に係る調査委託依頼書（別記様式第57号）により、生活安全企画課長に依頼することができる。ただし、申請の内容により、生活安全企画課長と協議の上、調査委託することが適当でないと認めたものについては、自ら調査するものとする。

- (1) 営業所の構造又は設備が、規則第75条に規定する技術上の基準に適合しているか。
- (2) 営業所が、規則第76条に規定するホテル等内適合営業所の基準に該当し、又は条例第33条に規定する地域内に所在するか。
- (3) 法第31条の23において準用する法第4条第3項に基づく申請にあっては、同項第2号から第4号までのいずれにも該当するか。

2 生活安全企画課長は、署長から特定遊興飲食店営業に係る調査委託依頼書の送付を受けたときは、特定遊興飲食店営業に係る調査委託書（別記様式第58号）により、協会に委託するものとする。

（進達）

第45条 署長は、申請に係る前2条に定める調査を完了したときは、特定遊興飲食店営業許可申請進達書（別記様式第59号）に特定遊興飲食店営業許可申請調査書（別記様式第60号）、許可申請書、管理者の写真、別記様式第61号から別記様式第65号までに定める調査表のうち当該申請に係るもの、前2条に定める調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

（許可証等の交付）

第46条 生活安全企画課長は、特定遊興飲食店営業の許可があったときは、許可証交付原簿に所要事項を記載するとともに、法第31条の23において準用する法第5条第2項の許可証（規則別記様式第42号）、特定遊興飲食店営業管理者証（規則別記様式第43号）、特定遊興飲食店営業者台帳（別記様式第66号）及び特定遊興飲食店営業管理者台帳（別記様式第67号）を作成し、当該許可証に特定遊興飲食店営業管理者証、特定遊興飲食店営業者台帳及び特定遊興飲食店営業管理者台帳の写し、許可申請書並びに関係書類を添えて、当該進達を行った署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の許可証等の送付を受けたときは、当該許可申請を行った者に許可があった旨を速やかに通知するとともに、許可証及び特定遊興飲食店営業管理者証を交付し、受領書を徴しておかなければならない。

3 生活安全企画課長は、特定遊興飲食店営業の許可がなかったときは、不許可通知書に、当該許可申請書、関係書類及び管理者の写真を添えて当該許可の進達を行った署長に送付するものとする。

- 4 署長は、前項の不許可通知書の送付を受けたときは、管理者の写真とともに当該許可申請を行った者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

(許可証等の再交付)

第47条 署長は、法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定による許可証の再交付申請書を受理した場合において、再交付するときは、作成した許可証を申請者に交付するとともに、特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載し、その旨を生活安全企画課長に連絡するものとする。この場合において、再交付する許可証には当初の許可に係る許可番号を記載するものとし、その下に「再交付」と表示するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた生活安全企画課長は、特定遊興飲食店営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。
- 3 署長は、特定遊興飲食店営業管理者証の再交付の申出を受理したときは、特定遊興飲食店営業管理者証再交付理由書（別記様式第68号）を申出者に記載させるものとする。この場合において、再交付しようとするときは、当該理由書に管理者の写真を添え、生活安全企画課長に送付するものとする。
- 4 生活安全企画課長は、前項の送付を受けたときは、特定遊興飲食店営業者台帳及び特定遊興飲食店営業管理者台帳に再交付状況を記載するとともに、特定遊興飲食店営業管理者証を作成して、当該送付を行った署長に送付するものとする。
- 5 特定遊興飲食店営業管理者証の送付を受けた署長は、特定遊興飲食店営業者台帳及び特定遊興飲食店営業管理者台帳の写しに再交付状況を記載し、申出者に対し、特定遊興飲食店営業管理者証を交付するものとする。

(相続の承認申請)

第48条 署長は、法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定による相続承認申請書を受理したときは、承認を受けようとする相続人が法第31条の23において準用する法第7条第3項において準用する法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第43条第2項第1号及び第3号に定める調査を行った上、特定遊興飲食店営業相続承認申請進達書（別記様式第69号）に特定遊興飲食店営業相続承認申請調査書（別記様式第70号）、相続承認申請書、別記様式第61号の調査表、第43条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、相続の承認があったときは承認通知書を、相続の承認がなかったときは不承認通知書を作成するとともに、特定遊興飲食店営業者台帳に所要事項を記載し、当該通知書に相続承認申請書及び関係書類を添えて当該進達を行った署長

に送付するものとする。

- 3 署長は、前項の承認通知書又は不承認通知書の送付を受けたときは、特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載し、当該通知書を速やかに申請者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

（法人の合併承認申請）

第49条 署長は、法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定による合併承認申請書を受理したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人及びその役員就任予定者が法第31条の23において準用する法第7条の2第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第43条第2項第1号及び第3号に定める調査を行った上、特定遊興飲食店営業合併承認申請進達書（別記様式第71号）に特定遊興飲食店営業合併承認申請調査書（別記様式第72号）、合併承認申請書、別記様式第61号の調査表、第43条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、合併承認申請の手続について準用する。この場合において、同項中「相続」とあるのは「合併」と、「相続承認申請書」とあるのは「合併承認申請書」と読み替えるものとする。

（法人の分割承認申請）

第50条 署長は、法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定による分割承認申請書を受理したときは、分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人及びその役員就任予定者が法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第43条第2項第1号及び第3号に定める調査を行った上、分割承認申請進達書（別記様式第73号）に分割承認申請調査書（別記様式第74号）、分割承認申請書、別記様式第61号の調査表、第43条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

- 2 第48条第2項及び第3項の規定は、分割承認申請の手続について準用する。この場合において、同項中「相続」とあるのは「分割」と、「相続承認申請書」とあるのは「分割承認申請書」と読み替えるものとする。

（許可証の書換え申請）

第51条 署長は、法第31条の23において準用する法第7条第5項、法第7条の2第3項、法第7条の3第3項又は法第9条第4項の規定による許可証書換え申請書を受理した場合において、申請の事由を調査し、事実と相違がないことを認めたときは、特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、生活安全企画課長にその

旨を連絡し、申請に係る許可証を書き換えた後、申請者に交付するものとする。この場合において、新たに許可証を作成するときは、当初の許可に係る許可番号及び許可年月日を記載するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた生活安全企画課長は、特定遊興飲食店営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

(許可条件の変更等)

第52条 署長は、法第31条の23において準用する法第3条第2項の規定により、特定遊興飲食店営業の許可に対して新たに条件を付し、又は付した条件を変更する必要があると認めたときは、生活安全企画課長を経て生活安全部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき、新たな条件の付加又は条件の変更の決定があったときは、特定遊興飲食店営業者台帳に所要事項を記載するとともに、許可条件付加・変更通知書を作成し、当該上申を行った署長に送付するものとする。

- 3 署長は、前項により許可条件付加・変更通知書の送付を受けたときは、特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載し、当該通知書を速やかに当該営業を営む者に交付するとともに、当該営業に係る許可証を提出させ、その裏面に新たな条件又は変更後の条件及び条件が変更された年月日を記載した上で返還するものとする。

(構造・設備の変更承認申請)

第53条 署長は、法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更承認申請書を受理したときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。ただし、第1号及び第2号に係る調査については、第44条に定めるところにより協会に委託することができる。

- (1) 申請に係る営業所の構造又は設備が、規則第75条に規定する技術上の基準に適合しているか。
- (2) ホテル等内適合営業所に係る申請であるときは、当該申請に係る営業所が、規則第76条に規定する基準に適合しているか。
- (3) 営業所の同一性が失われるような変更ではないか。
- (4) 法第31条の23において準用する法第3条第2項の規定により、条件を付されている営業所については、許可条件に適合しているか。

- 2 署長は、前項の調査を完了したときは、特定遊興飲食店営業変更承認申請進達書（別記様式第75号）に特定遊興飲食店営業変更承認申請調査書（別記様式第76号）、変更承認申請書、別記様式第34号の調査表その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に進達するものとする。

- 3 第48条第2項及び第3項の規定は、営業所の構造又は設備の変更承認申請の手續に

ついて準用する。この場合において、同項中「相続」とあるのは「営業所の構造又は設備の変更」と、「相続承認申請書」とあるのは「変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第54条 署長は、法第31条の23において準用する法第9条第3項第1号の規定による変更届出書を受理した場合において、当該届出の内容が法人の代表者又は役員の変更に係るものであるときは、新たに就任した者が法第31条の23において準用する法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第43条第2項第1号に定める調査を行い、特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載し、生活安全企画課長にその旨を連絡するとともに、当該届出書に別記様式第61号の調査表、第43条第2項の調査により作成した書類その他関係書類を添付しておかなければならない。

また、当該届出の内容が管理者の変更に係るものであるときは、旧管理者に係る特定遊興飲食店営業管理者証を返納させるとともに、選任された者が法第31条の23において準用する法第4条第1項各号のいずれかに該当しないかどうかについて、第43条第2項第3号に定める調査を行い、特定遊興飲食店営業者台帳及び特定遊興飲食店営業管理者台帳の写しに所要事項を記載し、変更に係る管理者の写真を生活安全企画課長に送付するとともに、当該届出書に別記様式第61号の調査表、第43条第1項の調査により作成した書類その他関係書類を添付しておかなければならない。

2 署長は、法第31条の23において準用する法第9条第3項第1号の規定による変更届出書を受理した場合において、当該届出の内容が特定遊興飲食店営業管理者証の記載事項に係るものであるときは、特定遊興飲食店営業管理者証を書き換えた後、届出者に交付するものとする。

3 署長は、法第31条の23において準用する法第9条第3項第2号の規定による変更届出書を受理したときは、府令第18条において準用する府令第2条に規定する軽微な変更該当するか調査を行い、適当と認めたときは特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、生活安全企画課長にその旨を連絡するものとし、軽微な変更にあたらないと認めたときは、当該届出を行った者に対し、法第31条の23において準用する法第9条第1項の手続をとるよう指導するものとする。

4 生活安全企画課長は、前3項の規定により署長から連絡を受けたときは、特定遊興飲食店営業者台帳及び特定遊興飲食店営業管理者台帳に所要事項を記載するとともに、管理者の変更に係るものであるときは、特定遊興飲食店営業管理者証を作成し、当該連絡を行った署長に送付するものとする。

5 署長は、変更届出が許可証の記載事項に該当するものであるときは、届出者に許可

証の書換え手続をとらせ、第51条に定めるところにより措置するものとする。

（許可証等の返納）

第55条 署長は、法第31条の23において準用する法第7条第6項又は法第10条第1項若しくは第3項の規定による許可証の返納があったときは、特定遊興飲食店営業管理者証を返納させるとともに、返納理由書（法第31条の23において準用する法第7条第6項の規定による返納の場合を除く。）を提出させ、特定遊興飲食店営業台帳の写しに所要事項を記載した上で、許可証返納受理報告書により生活安全企画課長を経て生活安全部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた生活安全企画課長は、許可証交付原簿及び特定遊興飲食店営業管理者台帳に所要事項を記載しておくものとする。

（管理者の解任勧告）

第56条 署長は、法第31条の23において準用する法第24条第5項の規定により管理者の解任を勧告する必要があると認めたときは、特定遊興飲食店営業管理者解任勧告上申書（別記様式第77号）に関係書類を添えて生活安全企画課長を経て生活安全部長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき管理者の解任勧告の決定があったときは、特定遊興飲食店営業管理者台帳に所要事項を記載するとともに、特定遊興飲食店営業管理者解任勧告書（別記様式第78号）を作成し、当該上申を行った署長に送付するものとする。

3 署長は、前項により特定遊興飲食店営業管理者解任勧告書の送付を受けたときは、特定遊興飲食店営業管理者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、速やかに当該管理者を置く営業所の営業者にこれを交付して、勧告を伝達するものとする。

第2節 特例特定遊興飲食店営業者の認定

（認定申請に伴う調査）

第57条 署長は、法第31条の23において準用する法第10条の2第2項の規定による認定申請書（規則別記様式第44号）を受理したときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする者が法第31条の23において準用する法第4条第1項各号のいずれかに該当しないか。
- (2) 管理者が選任されているか、また、当該管理者が法第31条の23において準用する法第24条第2項各号のいずれかに該当しないか。
- (3) 認定を受けようとする者及び申請に係る特定遊興飲食店営業所が、法第31条の23において準用する法第10条の2第1項各号のいずれにも該当するか。

2 前項各号の調査は、次の各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 第43条第3項第1号から第3号までに定める照会

(2) 別記様式第38号による過去10年以内の行政処分歴、勧告歴及び管理者講習受講状況に関する照会

(調査の委託)

第58条 署長は、前条第1項の申請を受理したときは、営業所の構造又は設備が、規則第75条に規定する技術上の基準に適合しているか否かについての調査を協会に委託するよう特定遊興飲食店営業に係る調査委託依頼書により、生活安全企画課長に依頼することができる。ただし、生活安全企画課長と協議の上、調査委託することが適当でないと思えたものについては、自ら調査するものとする。

2 第44条第2項の規定は、前項の調査を委託する場合の手続について準用する。

(進達)

第59条 署長は、申請に係る前2条に定める調査を完了したときは、特定遊興飲食店営業業者認定申請進達書（別記様式第79号）に特定遊興飲食店営業業者認定申請調査書（別記様式第80号）、認定申請書、別記様式第61号及び別記様式第63号若しくは別記様式第64号に定める調査表のうち当該申請に係るもの、前2条に定める調査により作成した書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長に進達するものとする。

(認定証の交付)

第60条 生活安全企画課長は、申請のあった特定遊興飲食店営業業者について、特例特定遊興飲食店営業業者として認定することが適当と思えたときは、認定証交付原簿及び特定遊興飲食店営業業者台帳に所要事項を記載するとともに、法第31条の23において準用する法第10条の2第3項の認定証（規則別記様式第45号）を作成し、当該認定証に認定申請書及び関係書類を添えて当該進達を行った署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の認定証等の送付を受けたときは、当該認定申請を行った者に認定があった旨を速やかに通知するとともに、特定遊興飲食店営業業者台帳の写しに所要事項を記載した上、認定証を交付し、受領書を徴しておかなければならない。

3 生活安全企画課長は、申請のあった特定遊興飲食店営業業者について、特例特定遊興飲食店営業業者として認定することが適当でないと認めたときは、不認定通知書に当該認定申請書及び関係書類を添えて当該認定の進達を行った署長に送付するものとする。

4 署長は、前項の不認定通知書の送付を受けたときは、当該認定申請を行った者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

(認定証の再交付)

第61条 署長は、法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の規定による認定

証の再交付申請書を受理した場合において、再交付するときは、作成した認定証を申請者に交付するとともに、特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載し、その旨を生活安全企画課長に連絡するものとする。この場合において、再交付する認定証には当初の認定に係る認定番号を記載するものとし、その下に「再交付」と表示するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた生活安全企画課長は、特定遊興飲食店営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

(認定証の返納)

第62条 署長は、法第31条の23において準用する法第10条の2第7項又は第9項の規定による認定証の返納があったときは、返納理由書を提出させ、特定遊興飲食店営業者台帳の写しに所要事項を記載した上で、認定証返納受理報告書により生活安全企画課長を経て生活安全部長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた生活安全企画課長は、認定証交付原簿及び特定遊興飲食店営業者台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

第3節 管理者講習等

(講習対象者の把握)

第63条 生活安全企画課長は、毎年度当初に、その年度における法第31条の23において準用する法第24条第6項に定める管理者講習の受講対象者について、受講対象者名簿を作成し、協会及び署長に送付するものとする。

(欠席理由書の受理)

第64条 署長は、特定遊興飲食店営業者から管理者に規則第97条第4項において準用する規則第40条第2項の規定に基づく欠席理由書を受理したときは、その理由を確認の上速やかに当該書面を生活安全企画課長に送付するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、前項により欠席理由書の送付を受けたときは、速やかに協会へ通知するものとする。

(講習結果の通知)

第65条 生活安全企画課長は、協会から管理者講習の実施結果について、管理者講習受講者名簿の送付を受けたときは、関係署長に通知するものとする。

第4節 特定遊興飲食店営業者の団体の届出

(団体の届出)

第66条 署長は、法第44条の規定により特定遊興飲食店営業者の団体から府令第28条各号に掲げる届出事項を記載した書面の提出を受けたときは、生活安全企画課長に当該書面及び関係書類を送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の届出書の送付を受けたときは、次の事項を調査しなければならない。

- (1) 当該団体の定款又は規約で、団体設立の趣旨又は目的に「特定遊興飲食店営業の業務の適正化」及び「特定遊興飲食店営業の健全化」が含まれているか。
- (2) 届出をする団体は、特定遊興飲食店営業者を中心に組織されているものであるか（当該団体を組織するすべてのものが特定遊興飲食店営業者である必要はないことに留意すること。）。
- (3) 府令第28条に規定する届出事項を具備しているか。
- (4) 次に掲げる書類が添付されているか。

ア 届出の日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表

イ 届出の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 法人以外の団体にあっては、規約

カ 団体を組織するもののうち、特定遊興飲食店営業者であるものの数（そのものが団体である場合にあっては、当該団体を組織する者の数及び当該者のうち特定遊興飲食店営業者である者の数）を記載した書面

キ その他関係書類

3 生活安全企画課長は、前項の調査を完了したときは、特定遊興飲食店営業者団体台帳（別記様式第81号）を作成しなければならない。

第6章 深夜における酒類提供飲食店営業

（深夜における酒類提供飲食店営業の届出）

第67条 署長は、法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（規則別記様式第47号）の提出があったときは、次の事項について調査後、当該届出書に受理年月日・受理番号を記載して受付印を押印し、届出受理報告書に当該届出書の写しを添えて、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

- (1) 届出に係る営業が、深夜における酒類提供飲食店営業に該当するか。
- (2) 届出に係る営業所の所在地が、条例第38条に規定する禁止地域でないか。
- (3) 届出に係る営業所の構造設備が、規則第99条各号に掲げる技術上の基準に適合しているか。

2 第32条第2項及び第6項から第8項までの規定は、深夜における酒類提供飲食店営業の届出に係る手続について準用する。この場合において、同条第2項中「店舗型性

風俗特殊営業者台帳（別記様式第50号）」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業者台帳（別記様式第82号）」と、同条第6項中「法第27条第2項」とあるのは「法第33条第2項」と、「廃止し、又は届出事項に変更があった店舗型性風俗特殊営業について交付された店舗型性風俗特殊営業届出確認書を提出させるとともに、その事実を確認して受理し、変更届出書の場合にあっては、新たに店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、届出者に交付するものとする」とあるのは「その事実を確認して受理する」と、同条第7項及び第8項中「店舗型性風俗特殊営業者台帳」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業者台帳」とそれぞれ読み替えるものとする。

第7章 同時申請等の取扱い

（同時申請の取扱い）

第68条 署長は、規則第1条第2項及び遊技機規則第1条第2項の規定に基づき、次に掲げる県内の2以上の営業所に係る申請書を同時に受理したときは、同時申請書送付書（別記様式第83号）により当該申請に係る自署管内以外の営業所の所在地を管轄する署長に、当該申請書を送付しなければならない。この場合において、当該申請書の決裁及び証紙の消印は、それぞれの営業所の所在地を管轄する署長が行うものとする。

- (1) 法第5条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する許可申請書
- (2) 規則第13条第1項（規則第81条において準用する場合を含む。）に規定する相続承認申請書
- (3) 規則第14条第1項（規則第81条において準用する場合を含む。）に規定する合併承認申請書
- (4) 規則第15条第1項（規則第81条において準用する場合を含む。）に規定する分割承認申請書
- (5) 法第10条の2第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する認定申請書
- (6) 遊技機規則第1条第1項に規定する遊技機の認定申請書

2 前項の申請書の送付を受けた署長は、第4条から第6条まで、第9条、第10条、第11条、第20条から第22条まで、第25条、第43条から第45条まで、第48条から第50条まで及び第58条から第60条までに定めるところにより措置するものとする。この場合において、送付を受けた同時申請書送付書は、同時申請による手数料減額に係る証明として、当該申請書とともに保管しておかなければならない。

（同時届出の取扱い）

第69条 署長は、規則第1条第2項の規定に基づき、次に掲げる県内の2以上の営業所

に係る届出書を同時に受理したときは、当該届出に係る自署管内以外の営業所の所在地を管轄する署長に、当該届出書を送付しなければならない。

- (1) 法第9条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する変更届出書（法第5条第1項第1号又は第6号に掲げる事項（同項第1号に掲げる事項にあつては、風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の氏名又は名称を除く。）の変更に係るものに限る。）
 - (2) 法第27条第2項に規定する変更届出書（店舗型性風俗特殊営業の廃止又は法第27条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）
 - (3) 法第31条の7第1項又は同条第2項に規定する届出書
 - (4) 法第31条の12第2項に規定する変更届出書（店舗型電話異性紹介営業の廃止又は法第31条の12第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）
 - (5) 法第33条第2項に規定する届出書（深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は法第33条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）
- 2 前項の届出書の送付を受けた署長は、第16条、第35条第2項及び第6項から第8項まで、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項（第35条第3項から第5項までの規定を準用する部分を除く。）、第54条並びに第67条第2項に定めるところにより措置するものとする。

第8章 行政処分等

（行政処分の上申）

- 第70条 署長は、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項の規定による指示（以下「指示処分」という。）を行う必要があると認めたときは指示処分上申書（別記様式第84号）を、法第8条、第10条の2第6項、第26条、第30条、第31条の5、第31条の15、第31条の20、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項の規定による許可の取消し、認定の取消し、営業の停止又は営業の廃止（以下「営業の停止等」という。）を行う必要があると認めたときは、行政処分上申書（別記様式第85号）を作成し、当該上申書にそれぞれ違反事実等を証明する資料を添えて生活安全企画課長に送付しなければならない。
- 2 前項に定める上申書の送付を受けた生活安全企画課長は、行政処分処理簿（本部用）（別記様式第86号）を作成するとともに、指示処分については生活安全部長に、営業の停止等については本部長に上申するものとする。
- 3 署長は、指示処分又は営業の停止等の行政処分（以下「行政処分」という。）を行う必要がある営業所が県内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、行政処分事由該

当事案通報書（別記様式第87号）により、当該営業所の所在地を管轄する署長に通報しなければならない。

- 4 前項の通報を受けた署長は、第1項に定めるところにより行政処分を本部長に上申するものとする。
- 5 署長は、他の都道府県の区域にある営業所に関する行政処分該当事実を認知したときは、行政処分事由該当事案通報書により生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。
- 6 生活安全企画課長は、前項の報告に基づき他の都道府県警察に通知する旨の指揮があったときは、行政処分事由該当事案通報書により関係都道府県警察に通知するものとする。
- 7 署長は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、映像送信型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者及び接客業務受託営業を営む者に対する行政処分該当事案を認知した場合において、当該営業者が事務所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、第5項に定めるところに準じて本部長に報告しなければならない。

（行政処分の決定通知）

第71条 生活安全企画課長は、指示処分の決定があったときは、指示書（別記様式第88号）を作成するとともに、風俗営業者台帳、店舗型性風俗特殊営業者台帳、無店舗型性風俗特殊営業者台帳、映像送信型性風俗特殊営業者台帳、店舗型電話異性紹介営業者台帳、無店舗型電話異性紹介営業者台帳、特定遊興飲食店営業者台帳又は深夜における酒類提供飲食店営業者台帳（以下この条において「営業者台帳」という。）に所要事項を記載し、当該指示書に關係書類を添えて、当該処分を受ける営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、営業停止等の決定があったときは、行政処分決定通知書（別記様式第89号）を作成するとともに、営業者台帳に所掌事項を記載し、關係書類を添えて、当該処分を受ける営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。
- 3 署長は、第1項の指示書又は前項の行政処分決定通知書の送付を受けたときは、営業者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、速やかに当該指示書又は行政処分決定通知書を当該処分を受ける者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。この場合において、署長は、行政処分処理簿（警察署用）（別記様式第90号）に当該行政処分の概要を記録しておくものとする。
- 4 生活安全企画課長は、飲食店営業、浴場業営業、興業場営業又は旅館業営業について営業の停止の決定があったときは、停止処分通知書（別記様式第91号）により、当

該営業の所轄庁に通知しなければならない。

(標章)

第72条 生活安全企画課長は、店舗型性風俗特殊営業について営業停止の決定があったときは、法第31条の規定による標章（府令別記様式第1号）を、受付所営業について営業停止の決定があったときは、法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する法第31条の規定による標章を、店舗型電話異性紹介営業について営業停止の決定があったときは、法第31条の16の規定による標章を当該処分を受ける営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

2 署長は、標章の送付を受けたときは、当該処分を受ける営業者又はこれに代わる者の立会いの下に、その標章を当該処分に係る施設の出入口の見やすい場所にはり付けるものとする。

3 署長は、法第31条第2項（法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。）若しくは法第31条第3項（法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。第2号において同じ。）又は法第31条の16第2項若しくは同条第3項の規定による標章除去申請書（規則別記様式第24号）を受理したときは、次に掲げる事項を調査するとともに、標章除去申請進達書（別記様式第92号）に、当該申請書その他関係書類を添えて生活安全企画課長に進達しなければならない。

(1) 法第31条第2項の規定による申請の場合は、申請事由が同項各号のいずれかに該当するか。

(2) 法第31条第3項の規定による申請の場合は、申請書が同条第1項に規定する標章をはり付けた施設を買い受けた者その他当該施設について権原を有する第三者であるか。

(3) 法第31条の16第2項の規定による申請の場合は、申請事由が同項各号のいずれかに該当するか。

(4) 法第31条の16第3項の規定による申請の場合は、申請書が同条第1項に規定する標章をはり付けた施設を買い受けた者その他当該施設について権原を有する第三者であるか。

4 生活安全企画課長は、標章を除去することが適当であると認めたときは、速やかに当該進達を行った署長に通知するものとする。

5 署長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該処分に係る施設から標章を除去するものとする。

6 署長は、はり付けた標章の破壊又は汚損を認知したときは、新たに標章をはり付け

るとともに、その原因を調査しなければならない。

（はり紙等の除却）

第73条 署長は、法第31条の4第2項又は法第31条の19第2項に規定するはり紙、はり札又は立看板（以下この条において「はり紙等」という。）を発見したときは、次に掲げる事項を調査するとともに、はり紙等除却承認申請書（別記様式第93号）にはり紙等表示状況調査表（別記様式第94号）その他関係書類を添えて生活安全企画課長に送付しなければならない。

(1) 無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関するはり紙等であるか。

(2) 表示されている場所が、法第28条第5項第1号イに規定する区域内であるか。

(3) 事務所が判明しないはり紙等であるか。

2 生活安全企画課長は、前項の申請を適当と認めたときは、速やかに当該申請を行った署長に通知するものとする。

3 署長は、前項の通知を受けたときは、写真撮影等による証拠保全措置を行った後、速やかに警察職員又は署長が委任する者に当該はり紙等を除却させ、その結果をはり紙等除却報告書（別記様式第95号）により生活安全企画課長に報告しなければならない。

4 署長は、除却したはり紙等については、除却した日から起算して7日間保管した後、廃棄するものとする。

（違反広告物の除却に関する措置命令）

第74条 警察職員は、条例第28条第1項の規定に違反して広告物が公衆に表示されているのを発見した場合において、当該広告物を表示した者又はこれらを管理する者（以下「違反広告物表示者等」という。）が判明しているときは、広告物表示者等の判明する違反広告物等発見報告書（別記様式第96号）により署長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた署長は、その内容を確認し、報告に係る広告物又は広告文書等が条例第28条第1項の規定に違反していると認めたときは、違反広告物表示者等に当該広告物又は広告文書等の除却その他必要な措置をとるよう指導するものとする。

3 署長は、違反広告物表示者が前項の指導に従わないときは、違反広告物等除却等命令上申書（別記様式第97号）により、生活安全企画課長に上申するものとする。

4 生活安全企画課長は、前項の上申書を受理した場合において、除却等の措置をとる必要があると認めるときは、違反広告物等除却等命令書（別記様式第98号）を作成し、これを違反広告物表示者等の住所を管轄する警察署の署長に送付するとともに、違反広告物等除却等命令書の写しを当該上申を行った署長に送付するものとする。ただし、

違反広告物表示者等の住所が奈良県外にあるときは、生活安全企画課長は、違反広告物等除却等命令書を郵送により送付するものとする。

- 5 違反広告物等除却等命令書の送付を受けた署長は、速やかに違反広告物表示者等に交付するとともに、受領書の提出を受け、これを生活安全企画課長に送付するものとする。

(違反広告物の除却等を行う者の委任)

第75条 署長は、条例第29条第2項及び第3項の規定に基づき、違反広告物の除却等を少年補導員等に委任しようとするときは、違反広告物等除却委任候補者名簿（別記様式第99号）を生活安全企画課長に送付するものとする。

- 2 前項の名簿の送付を受けた生活安全企画課長は、委任することが適当と認めるときは、委嘱書（別記様式第100号）を作成し、署長に送付するものとする。
- 3 前項の委嘱書の送付を受けた署長は、これを委任しようとする者に交付するものとする。この場合において、署長は、委任を受けた者が除却等の措置を行うときは、必ず当該委嘱書を携帯するように指導するものとする。
- 4 署長は、前項の規定に基づき委任した者に違反広告物の除却等を行わせるときは、警察職員を立ち会わせるものとする。

(勧告)

第76条 署長は、法第31条の9第2項の規定に基づき、自動公衆送信装置設置者に対する勧告を行う必要があると認めるときは、その理由を記載した書面にその事実を証明する資料を添えて、生活安全企画課長を経て本部長に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき、勧告の決定があったときは、自動公衆送信装置設置者に対する勧告書（別記様式第101号）を作成し、当該上申を行った署長に送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、当該自動公衆送信装置設置者の事務所の所在地が他の都道府県の区域内に所在するときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県警察に対し、勧告事由該当事案通報書（別記様式第102号）により事案の概要を通報するものとする。
- 3 署長は、前項の勧告書の送付を受けたときは、速やかに当該自動公衆送信装置設置者に当該勧告書を交付するとともに、受領書を徴しておかなければならない。

(措置命令)

第77条 署長は、法第31条の10の規定に基づき、映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し、年少者の利用防止のための必要な措置をとるべきことを命ずる必要があると認めるときは、その理由を記載した書面にその事実を証明する資料を添えて、生活安全企画課長を経て本部長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき必要な措置をとるべきことを命ずる決定があったときは、映像送信型性風俗特殊営業者台帳に所要事項を記載するとともに、映像送信型性風俗特殊営業者に対する命令書（別記様式第103号）を作成し、当該上申を行った署長に送付するものとする。

3 署長は、命令書の送付を受けたときは、映像送信型性風俗特殊営業者台帳の写しに所要事項を記載するとともに、速やかにこれを当該映像送信型性風俗特殊営業者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

第9章 報告又は資料の提出要求

（報告等の要求）

第78条 署長は、法第37条第1項又は条例第32条第1項の規定により報告又は資料の提出（以下この条及び次条において「報告等」という。）を求める必要があると認めるときは、報告・資料提出要求上申書（別記様式第104号）により生活安全企画課長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の上申が適当であると認めるときは、速やかに当該営業所の所在地を管轄する署長に報告・資料の提出要求書（別記様式第105号）を送付するものとする。

3 署長は、報告・資料の提出要求書の送付を受けたときは、速やかに当該報告等を求める営業者に交付し、受領書を徴しておかなければならない。

（資料の受理）

第79条 署長は前条に基づいて報告等があったときは、その内容を確認の上受理するものとする。

2 署長は、受理した資料のうち、返還を要するものについては、できるだけ速やかに返還し、資料受領書（別記様式第106号）を徴しておくこと。

第10章 風俗環境保全協議会

（委嘱等）

第80条 風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 風俗環境浄化協会

（解任の勧告）

第81条 生活安全企画課長は、浄化協会規則第6条の規定により協会の役員又は調査員の解任を勧告する必要があると認めたときは、その理由を記載した書面にその事実を証明する資料を添えて本部長に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の上申に基づき解任を勧告する決定があったときは、協会役員・調査員解任勧告書（別記様式第107号）を速やかに協会に交付して解任を勧告

するものとする。

第12章 雑則

(台帳等の備付け)

第82条 生活安全企画課長及び署長は、別表の左欄に掲げる台帳及び簿冊を備え付け、それぞれ同表の中欄に掲げる時期のほか、記載事項に補正又は追加があったときは、相互に連絡し、その都度所要の事項を記載しておくとともに、同表の右欄に掲げる区分により保存しておかなければならない。

(申請書等の管理)

第83条 生活安全企画課長及び署長は、申請書等について、適正な管理、保存に努めなければならない。

(定期報告)

第84条 署長は、次の各号に掲げる事務の毎月の取扱い状況について、それぞれ当該各号に定める様式により、翌月の5日までに生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

- (1) 風俗営業及び特定遊興飲食店営業に関する事務取扱い等の状況 別記様式第108号
- (2) 性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業に関する事務取扱い等の状況 別記様式第109号

(公示)

第85条 生活安全企画課長は、浄化協会規則第2条、第3条第2項又は第7条の規定による公示をするときは、奈良県公報に登載して行うものとする。

(疑義の措置)

第86条 署長は、風俗営業等の事務取扱いについて疑義が生じたときは、生活安全企画課長と密接な連絡を取り、措置しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

(特例風俗営業者の認定に係る経過措置)

- 2 特例風俗営業者の認定の手続に関しては、この訓令の施行の日から起算して、5年を経過する日までの間における第18条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる経過措置の期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規定中「10年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる期間に読み替えるものとする。

経過措置の期間	関係規定	読み替える期間
1 施行の日から起算して、1年を経過する日	法第10条の2第1項第1号	15年

まで	法第10条の2第1項第2号	5年
	規則第20条の2	5年
2 前項に掲げる期間に引き続く1年間	法第10条の2第1項第1号	14年
	法第10条の2第1項第2号	6年
	規則第20条の2	6年
3 前項に掲げる期間に引き続く1年間	法第10条の2第1項第1号	13年
	法第10条の2第1項第2号	7年
	規則第20条の2	7年
4 前項に掲げる期間に引き続く1年間	法第10条の2第1項第1号	12年
	法第10条の2第1項第2号	8年
	規則第20条の2	8年
5 前項に掲げる期間に引き続く1年間	法第10条の2第1項第1号	11年
	法第10条の2第1項第2号	9年
	規則第20条の2	9年

附 則 （平成12年12月21日本部訓令第26号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成13年5月7日本部訓令第7号）

この訓令は、平成13年5月7日から施行する。

附 則 （平成13年7月13日本部訓令第10号）

この訓令は、平成13年7月20日から施行する。

附 則 （平成13年9月19日本部訓令第14号）

この訓令は、平成13年9月20日から施行する。

附 則 （平成14年3月29日本部訓令第9号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

（テレホンクラブ等営業等に関する事務取扱規程の廃止）

2 テレホンクラブ等営業等に関する事務取扱規程（平成9年3月奈良県警察本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則 （平成14年6月27日本部訓令第15号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 （平成16年 6 月30日本部訓令第13号）

この訓令は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成17年 3 月 4 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成17年 3 月 7 日から施行する。

附 則 （平成17年 3 月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成19年 5 月 1 日本部訓令第14号）

この訓令は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

附 則 （平成24年10月30日本部訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成25年10月15日本部訓令第19号）

この訓令は、平成25年10月15日から施行する。

附 則 （平成28年 3 月18日本部訓令第 5 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年 3 月23日から施行する。

（経過措置）

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第 2 条第 1 項の規定による申請が行われた場合には、第 2 条、第 3 条、第37条の 2 から第37条の 4 まで及び第39条の規定の例によりこれを処理するものとする。

附 則 （平成28年 3 月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成28年 6 月20日本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年 6 月23日から施行する。

附 則 （平成29年 3 月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成30年 6 月 7 日本部訓令第14号）

この訓令は、平成30年 6 月15日から施行する。

附 則 （平成31年 4 月26日本部訓令第13号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年6月28日本部訓令第17号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年11月29日本部訓令第25号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 （令和3年1月22日本部訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第84条関係）

備付台帳等	記載の時期	保存 区分
風俗営業等相談受理簿（別記様式第1号）	相談を受理したとき。	3年
風俗営業等申請書等受理簿（別記様式第3号）	許可申請等を受理したとき。	30年
遊技機の認定及び型式検定台帳（別記様式第4号）	1 認定又は検定をしたとき。 2 認定又は検定を取消したとき。	同上
許可証交付原簿（別記様式第17号）	1 許可証を交付したとき。 2 許可証の返納があったとき。	同上

風俗営業者台帳（第1号営業～第3号営業） （別記様式第18号）	1 許可証を交付したとき。 2 相続の承認をしたとき。	廃業後1年
風俗営業者台帳（第4号営業・第5号営業） （別記様式第19号）	3 構造設備等の変更承認又は届出を受理したとき。	
特定遊興飲食店営業者台帳（別記様式第66号）	4 許可証の再交付をしたとき。 5 許可証の返納があったとき。 6 営業に関する法令違反又は行政処分があったとき。	
風俗営業管理者台帳（別記様式第20号）	1 許可証を交付したとき。	同上
特定遊興飲食店営業管理者台帳（別記様式第67号）	2 管理者の変更に係る届出書を受理したとき。 3 管理者講習を受理したとき。	
認定証交付原簿（別記様式第41号）	1 認定証を交付したとき。 2 認定証の返納があったとき。	30年
確認申請者台帳（別記様式第44号）	1 確認証明書を交付したとき。 2 変更届出書を受理したとき。 3 廃止届出書を受理したとき。	3年
風俗営業者団体台帳（別記様式第48号）	届出書を受理したとき。	30年
特定遊興飲食店営業者団体台帳（別記様式第81号）		
店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第50号）	1 営業開始届出書を受理したとき。	廃業後1年
無店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第51号）	2 変更届出書を受理したとき。 3 廃止届出書を受理したとき。	
映像送信型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第52号）	4 営業に関する法令違反又は行政処分があったとき。	
店舗型電話異性紹介営業者台帳（別記様式第53号）		
無店舗型電話異性紹介営業者台帳（別記様式第54号）		
利用カード販売営業者台帳（別記様式第56号）		
深夜における酒類提供飲食店営業者台帳（		

別記様式第82号)		
行政処分処理簿（本部用）（別記様式第86号）	行政処分が決定したとき。	30年
行政処分処理簿（警察署用）（別記様式第90号）		

（別記様式省略）